

別府市中小企業開業資金融資要綱

制定 平成16年4月1日
別府市告示第62号
改正 平成24年3月28日
別府市告示第93号
平成25年6月3日
別府市告示第214号
平成27年9月30日
別府市告示第312号
平成30年3月30日
別府市告示第99号
平成31年3月29日
別府市告示第97号

(目的)

第1条 この要綱は、別府市内（以下「市内」という。）において開業を目指す者等に対し、開業のための資金の融資の円滑化を図り、もって中小企業の育成及び振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業者 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第3項に規定する創業者又は産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第24項に規定する創業者をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号又は第2号に該当する者をいう。
- (3) 特定事業 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業をいう。
- (4) 信用保証協会 信用保証協会法（昭和28年法律第196号）の規定により設立された信用保証協会をいう。

(5) 取扱金融機関 市長の指定する市内の金融機関をいう。

(資金の預託)

第3条 市長は、取扱金融機関が融資を行うために必要な資金の一部を予算の範囲内において当該取扱金融機関に預託するものとする。

2 市長は、前年度の融資実績及び残高に応じ、取扱金融機関への預託金額及び預託の条件を決定するものとする。

(契約の締結)

第4条 市長は、前条に規定する預託を行うときは、次の事項について、取扱金融機関と契約を締結しなければならない。

(1) 預託金額

(2) 預託金の利息

(3) 取扱金融機関が設定する融資枠の預託金額に対する倍率

(4) 預託期間

(協調貸付)

第5条 市長は、第3条の預託以外に融資条件の緩和及び保証業務の円滑化のために、信用保証協会に対し、予算の範囲内において必要と認めた金額を貸し付けることができる。

2 市長は、前項の貸付けを行うときは、金額、条件及び方法について年度ごとに契約を締結するものとする。

(融資の使途)

第6条 この要綱における融資の使途は、運転資金及び設備資金とする。

(融資対象者)

第7条 融資対象者は、次の各号の全てに該当する創業者とする。

(1) 次に掲げるいずれかに該当する者

ア 事業を営んでいない市内に住所を有する個人であって、1月以内（産業競争力強化法第2条第24項第1号の認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行うおうとする者にあつては、6月以内）に新たに市内において事業を開始する具体的な計画を有するもの

イ 事業を営んでいない市内に住所を有する個人であって、2月以内（産業競争力強化法第2条第24項第3号の認定特定創業支援等事

業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、6月以内)に新たに市内に本店を有する会社(代表者も市内に住所を有すること。)を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの

ウ 中小企業者である市内に本店を有する会社(代表者も市内に住所を有すること。)であつて、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに市内に本店を有する中小企業者である会社(代表者も市内に住所を有すること。)を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの

エ 市内において開業した市内に住所を有する個人であつて、その開業の日以後1年を経過していないもの

オ 事業を営んでいない市内に住所を有する個人が新たに設立し、事業を開始した市内に本店を有する中小企業者である会社であつて、設立の日以後1年を経過していないもの

カ 中小企業者である市内に本店を有する会社(代表者も市内に住所を有すること。)が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立し、事業を開始した市内に本店を有する中小企業者である会社(代表者も市内に住所を有すること。)であつて、設立の日以後1年を経過していないもの

(2) 特定事業を行う者

(3) 市税を完納している者

(4) 現に別府市の中小企業者向け融資制度を利用していない者

(5) 信用保証協会の保証付き融資を利用している場合は、現に延滞又は求償権債務若しくは求償権保証債務のない者

(6) 信用保証協会の保証対象となる業種の事業を行う者

(7) 金融機関から取引停止処分を受けていない者

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(保証人)

第8条 融資に伴う保証人は、原則として法人の代表者を除き、徴求しないものとする。

(融資の条件)

第9条 融資限度額、融資利率、保証料、償還期間その他の融資の条件は、別表に定めるとおりとする。

2 融資には、信用保証協会の保証を付するものとする。

(融資の申込み)

第10条 融資申込者は、所定の申込書に次に掲げる書類を添えて取扱金融機関に提出しなければならない。

(1) 法人にあっては当該法人及び当該法人の代表者の市税完納証明書、個人にあっては当該個人の市税完納証明書

(2) 創業計画書

(3) 取扱金融機関が必要と認める書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(融資の決定及び実行)

第11条 取扱金融機関は、融資申込者から融資の申込みを受けたときは、必要な審査を行い、融資の可否を決定し、その旨を当該融資申込者及び市長に通知するものとする。

2 取扱金融機関は、前項の規定により融資を行う旨の決定をしたときは、速やかに融資を行わなければならない。

(融資の条件の変更)

第12条 取扱金融機関は、特別の事由があると認めるときは、第9条の規定にかかわらず、融資を受けた者の申請に基づき、融資の条件（融資額及び融資利率を除く。）を変更することができる。

2 取扱金融機関は、前項の規定により融資の条件を変更しようとするときは、市長及び信用保証協会の承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定により融資の条件の変更を承認する場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(融資の実施状況等の報告)

第13条 市長は、取扱金融機関から融資の実施状況等必要な事項について、報告を求めることができる。

(報告の聴取等)

第14条 市長、取扱金融機関及び信用保証協会は、融資を受けた者から必要な報告を求め、又は事業の状況、帳簿書類その他関係書類を実地に調査することができる。

(取扱金融機関の責務)

第15条 取扱金融機関は、融資額の全部又は一部を、融資を受けた者が当該取扱金融機関に対して負担する他の債務の弁済に充ててはならない。

2 取扱金融機関は、融資を行うに当たって、融資申込者に預金等の要請を行ってはならない。

3 取扱金融機関が、この要綱に違反して融資を行った場合は、預託金を返還させることができる。

(貸付金の一括返還)

第16条 取扱金融機関は、融資を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、未償還額の全部について一括して返還させるものとする。

(1) 虚偽又は不正な手段により融資を受けたとき。

(2) 融資を受けた資金をその目的以外に使用したとき。

(3) 融資を受けた後に事業を廃止したとき、又は中小企業者でなくなったとき。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が取扱金融機関及び信用保証協会と協議して定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月28日別府市告示第93号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の別府市中小企業開業資金融資要綱は、この要綱の施行の日以後の申込みに係る融資から適用し、同日前の申込みに係る融資については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年6月3日別府市告示第214号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別府市中小企業開業資金融資要綱は、この要綱の施行の日以後の申込みに係る融資から適用し、同日前の申込みに係る融資については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年9月30日別府市告示第312号)

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日別府市告示第99号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月25日別府市告示第97号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表 (第9条関係)

融 資 限 度 額	1,000万円 (中小企業等経営強化法第2条第3項第1号又は第2号に掲げる創業者で、自己資金 (開業予定の事業に充てるために用意した自己資金をいい、その額の算定に当たっては、借入金があるときは借入金額 (住宅ローン、設備資金等長期返済を前提としたものは、年間返済予定額の2年分) を減額するものとする。) の額が1,000万円に満たないものにあつては、当該自己資金の額)
融 資 利 率	年1.8パーセント
保 証 料	不要 (市が負担する。)
償 還 期 間	10年以内 (1年以内の据置期間含む。)
償 還 方 法	元金均等月賦償還
担 保	不要